

バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント
構築実証事業）交付規程

制定 平成28年5月12日 IAE 総発28第139号

（目的）

第1条 この規程は、バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）交付要綱（20160406財資第34号。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、一般財団法人エネルギー総合工学研究所（以下「IAE」という。）が行うバーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 IAEが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、その他の法令及び要綱の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第3条 IAEは、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等のエネルギー設備やディマンドリスポンス等の需要家側の取組等、電力グリッド上に散在するエネルギーリソースを統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたもの（以下「バーチャルパワープラント」という。）の構築を図る実証事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該経費に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置若しくは指名停止措置が講じられている者又は別紙の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、IAEに対し、**様式第1**による補助金交付申請書に**様式第2**による実施計画書及びその他IAEが指示

する書類を添付して、I A Eが指示する期日までに提出しなければならない。

- 2 I A Eは、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 I A Eは、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、**様式第3**による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、I A Eは、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 I A Eは、前項の交付決定通知に際して、次条の規定に基づき必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 I A Eは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 I A Eは、補助金の交付が適当でないとき、その旨を事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 I A Eは、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた補助事業者に対し、次に掲げる事項につき条件を付すことができるものとする。

- （1） 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- （2） 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめI A Eの承認を受けること。
- （3） 補助事業者は、I A Eが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、I A Eの指示に従うこと。
- （4） 補助事業者は、I A Eが第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部

又は一部を取消したときは、これに従うこと。

- (5) 補助事業者は、I A Eが第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、I A Eが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (6) 補助事業者は、I A Eが第20条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、I A Eが指定する期日までに返還するとともに、第20条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (7) 補助事業者は、I A E又は経済産業省が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (8) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめI A Eの承認を受けること。
- (9) 補助事業者は、第23条第4項及び第24条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、I A Eの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (10) 補助事業者は、次条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請を取り下げるときは、I A Eに報告すること。
- (11) 補助事業者は、補助事業終了後5年間、I A E又は経済産業省の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に**様式第4**による交付申請取下げ届出書をI A Eに提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の

承認があった日の属する年度の終了後5年間、I A E又は経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ**様式第5**による計画変更承認申請書をI A Eに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。
 - (ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 I A Eは、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 I A Eは前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、I A Eに届けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をI A Eの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 I A Eが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がI A Eに対し、民法(明治29年法律第89号)

第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、IAEは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がIAEに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) IAEは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) IAEは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、IAEが行う弁済の効力は、IAEが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**様式第6**による事故報告書をIAEに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、IAEの要求があったときは速やかに**様式第7**による状況報告書を提出しなければならない。

2 IAEは、前項の報告に関し、必要があれば補助事業者にヒアリング調査を実施するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月4日のいずれか早い日までに**様式第8**による実績報告書をIAEに提出し

なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が交付の日の属する年度の3月4日に終了しなかったときは、当該年度の3月末日までに、**様式第9**による年度末実績報告書をIAEに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめIAEの承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 IAEは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、**様式第10**による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(補助金の額の確定等)

第16条 IAEは、第14条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 IAEは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、15日以内の期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 IAEは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 IAEは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、**様式第11**による返還報告書を提出させるものとする。

6 IAEは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第17条 IAEは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払いをすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第12**による精算(概算)払請求書をIAEに提出しなければならない。

(手続代行者)

第18条 申請者が個人の場合は、第4条の交付申請書、第7条の交付申請取下げ届出書、第9条第1項の計画変更承認申請書、第12条の事故報告書、第13条第1項の状況報告書、第14条第1項の実績報告書(兼取得財産等管理明細表)、第14条第2項の年度末実績報告書、第15条の承継承認申請書、第16条第5項の返還報告書、前条第2項の精算(概算)払請求書の手続き代行について、補助金の交付決定者又は交付決定者より申請者の手続代行を行うことについて認定を受けた者(以下「手続代行者」という。)に依頼することができるものとする。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第13**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかにIAEに提出しなければならない。

2 IAEは、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第16条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 IAEは、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。

- (1) 補助事業者が、法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく I A E の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、別紙の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第 1 6 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 I A E は、第 1 項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 I A E は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。
 - 5 I A E は、前項の返還を請求するときは、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 6 第 4 項の規定に基づく補助金の返還については、第 1 6 条第 4 項から同第 6 項の規定を準用する。

(加算金の計算)

- 第 2 1 条 I A E は、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 I A E は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第 2 2 条 I A E は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該

納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第23条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、**様式第14**による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に**様式第15**による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 IAEは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をIAEに納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち、IAEが処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ**様式第16**による財産処分承認申請書をIAEに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(第三者委員会の設置)

第25条 IAEは、有識者から構成される委員会(以下「第三者委員会」という。)を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

- 2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について第三者委員会の求めに応じて報告を行なうとともに以後の業務に反映させるものとする。
- 3 補助事業者は、第三者委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 申請者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第27条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む）も有効とする。

附則

この規程は、平成28年5月12日から施行する

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別 表)

バーチャルパワープラント構築事業費補助金
(バーチャルパワープラント構築実証事業)

補助対象経費

補助対象経費 の区分		内 容	補助率
人件費		・補助事業に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費	1 / 2 以内又は定額 (注 1) 但し、家庭用のリチウムイオン蓄電池については、蓄電容量1kWh当たりの金額が20万円を下回る蓄電池を補助対象とし、蓄電容量1kWhあたり5万円又は補助総額50万円のいずれか低い方を補助上限額とする
事業費	機械装置等の導入費	・補助事業に必要なシステム構築費(機械装置システム設計費、ソフトウェアシステム設計関係費及びプログラム作成費)、機械装置等の製作・購入に要する経費、据付工事費及び機械装置等の保守・改造に要する費用	
	その他補助事業に必要な経費	・旅費、委託費、外注(請負)費、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費	
需要抑制費		・ダイヤモンドリスポンスにより需要抑制を行った需要家に対し、補助事業者から支払われる当該需要抑制に要する経費	定額

(注 1) 事業費及び人件費の補助率の適用については、ネガワット取引の実証に必要な共通基盤システムの開発及び調査・分析に係る経費は定額とし、その他経費については1 / 2 以内とする。